



令和2年4月28日

所 属	尼崎市保育管理課	尼崎市こども入所支援担当
所属長	谷 章	西田 啓行
電 話	06-6489-6254	06-6489-6369

兵庫県の休業要請に基づく5月7日以降の保育施設（事業所）の対応について

尼崎市では、兵庫県の休業要請に基づき、5月6日までの間は、「兵庫県の休業要請に伴う保育申出書」を受けるなど真にやむを得ないと判断した児童への保育の実施をお願いしているところですが、

5月7日以降の本市の対応につきましては、現状において国の緊急事態宣言や兵庫県の休業要請等の動向が未定であることから、次のとおりとします。

1 対応方針

- ① 5月7日以降も兵庫県の休業要請が現状のまま継続される場合
→ 保育施設（事業所）において、引き続き現行の対応を行います。
- ② 5月7日以降、兵庫県の休業要請が行われない場合
→ 別添の令和2年4月8日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言に伴う保育施設（事業所）の対応について（通知）」に基づき、感染予防に十分留意した上で保育施設（事業所）を開所する等の対応を行います。なお、保育施設（事業所）が濃厚接触の場となることを踏まえ、引き続き保護者に登園自粛の協力を求めます。※保育施設（事業所）によっては、受け入れに向けての準備期間を設ける場合があります。
- ③ 5月7日以降、兵庫県の休業要請の内容が現状から変更になる場合
→ 本市から新たな対応をお示ししますので、それまでの間は引き続き、保育施設（事業所）において現行の対応を行います。
(5月7日時点で、5月7日以降の兵庫県の休業要請の状況が未決定の場合、状況が明らかになるまでは、引き続き現行の対応を行います。)

2 保育申出書の提出について

上記①、③の場合、事前に5月7日以降の保育の状況を把握しておく必要があることから、5月2日（土）までに保護者から所定の保育申出書を保育施設（事業所）へ直接提出してもらいます。
(保育申出書の期間は、5月7日～30日)

3 5月分の保育料等について

引き続き、登園自粛の願いにより家庭での保育にご協力いただいた場合は、日割り計算等による軽減措置を実施します。

以 上

事務連絡

令和2年4月28日

各保育施設（事業所）長 様

尼崎市長

兵庫県の休業要請に基づく5月7日以降の保育施設（事業所）の対応について（通知）

本市では、令和2年4月15日付事務連絡「兵庫県の休業要請に基づく保育施設（事業所）の対応について（通知）」により5月6日までの間は、「兵庫県の休業要請に伴う保育申出書」を受けるなど真にやむを得ないと判断した児童への保育の実施をお願いしているところです。

また、現状においては、5月7日以降の国の緊急事態宣言や兵庫県の休業要請等の動向が未定であることから、本市の対応につきましては次のとおりとします。

1 対応方針

- ① 5月7日以降も兵庫県の休業要請が現状のまま継続される場合
→ 引き続き現行の対応をお願いいたします。
- ② 5月7日以降、兵庫県の休業要請が行われない場合
→ 別添の令和2年4月8日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言に伴う保育施設（事業所）の対応について（通知）」に基づき、感染予防に十分留意した上で開所する等の対応をお願いいたします。なお、保育施設が濃厚接触の場となることを踏まえ、引き続き保護者に登園自粛の協力を求めるようお願いいたします。※保育施設（事業所）によっては、受け入れに向けての準備期間を設けていただいております。
- ③ 5月7日以降、兵庫県の休業要請の内容が現状から変更になる場合
→ 本市から新たな対応をお示ししますので、それまでの間は、引き続き現行の対応をお願いいたします。
(5月7日時点で、5月7日以降の兵庫県の休業要請の状況が未決定の場合、状況が明らかになるまでは、引き続き現行の対応をお願いいたします。)

2 保育申出書の提出について

上記①、③の場合、事前に5月7日以降の保育の状況を把握しておく必要があることから、5月2日（土）までに保護者から保育申出書を提出してもらって下さい。（保育申出書の期間は、どのケースにも対応しやすいように5月7日（木）から30日（土）とさせていただきます。）

3 保育料等について

5月分の保育料等について、家庭での保育にご協力いただいた場合は、日割り計算等による軽減措置を実施します。

以上

(参考) 新型コロナウイルスの感染者又は濃厚接触者が発生した場合の対応

引き続き、令和2年3月6日付事務連絡「保育施設（事業所）関係者に新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者が発生した場合の対応方針について（通知）」をご参照下さい。

- 1 入所児童または職員が新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した場合
当該保育施設等は、原則2週間の臨時休業とします。
- 2 保護者（同居者含む）が新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した場合
当該児童は、保護者（同居者含む）が新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した日の翌日から原則2週間の自宅待機をお願いします。なお、当該保育施設等は開所とします。
- 3 入所児童及び職員が保健所において濃厚接触者と特定された場合
当該児童等は、特定された日の翌日から原則2週間の自宅待機をお願いします。なお、当該保育施設等は開所とします。

事務連絡
令和2年4月8日

各保育施設（事業所）長 様

尼崎市 長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言に伴う保育施設（事業所）
の対応について（通知）

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐための改正特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、兵庫県も対象区域に指定されており、期間は4月7日（火曜日）から5月6日（水曜日）となっております。この緊急事態宣言を受け、新型コロナウイルス感染拡大防止のための本市の対応についてとりまとめましたので、内容をご確認の上、対応を頂くようにお願いします。

1 保育施設（事業所）の開所について

保育施設（事業所）につきましては、保護者が働いていること等により家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、引き続き、感染の予防に十分留意した上で、開所をお願いします。

※なお、新型コロナウイルスの感染者又は濃厚接触者が発生した場合の対応については、令和2年3月6日付事務連絡「保育施設（事業所）関係者に新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者が発生した場合の対応方針について（通知）」を参照ください。

2 在宅保育の要請

本市では、令和2年2月28日付の事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための保育所等の対応について（通知）」において、保護者への「在宅保育のお願い」を依頼しておりましたが、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発令されたことを受け、保護者への「在宅保育の要請」に切り替えました。今後につきましては、緊急事態宣言の発令に基づき、感染症の拡大防止のため、保育施設が濃厚接触の場となることも踏まえ、さらなる保護者への登園自粛をしていただくなどの協力を求めるよう、よろしく願いいたします。

なお、登園を自粛されているご家庭には、兵庫県知事の方針に基づき、在宅での保育を支援するために、必要に応じて電話での育児相談や健康面の聞き取り等をお願いいたします。

3 保育料等について

家庭での保育にご協力いただいた場合は、日割り計算等による軽減措置を実施致します。

4 その他

- ・行事についても、引き続きできる限り中止、延期、内容の変更等をお願いします。
- ・緊急事態宣言が出ている中、通常の保育とは異なる対応が必要な場合は、子どもの安全確保をお願いいたします。

以上

令和2年4月28日

保護者の皆さまへ

尼崎市 長

兵庫県の休業要請に基づく5月7日以降の保育施設（事業所）の受け入れについて（通知）

新型コロナウイルスの感染拡大防止に、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

本市では、令和2年4月15日に配布した「兵庫県の休業要請に基づく保育施設（事業所）の受け入れの変更について（通知）」により、5月6日までの間は、保育施設（事業所）での受け入れを限定し、家庭での保育をお願いしているところです。

また、現状においては、5月7日以降の国の緊急事態宣言や兵庫県の休業要請等の動向が未定であることから、本市の対応につきましては次のとおりといたします。

1 対応方針

① 5月7日以降も兵庫県の休業要請が現状のまま継続される場合

→ 引き続き現行の対応をお願いいたします。

② 5月7日以降、兵庫県の休業要請が行われない場合

→ 別添の令和2年4月8日に配布した「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言に伴う保育施設（事業所）の対応について（通知）」に基づき、感染予防対策を嚴重に徹底した上で開所しますが、保育施設（事業所）そのものが濃厚接触の場となり感染拡大が危ぐされることから、家庭での保育が可能な方につきましては、引き続き、保育施設（事業所）への登園を控えていただきますようお願い致します。

※保育施設（事業所）によっては、受け入れに向けての準備期間を設けることがあります。

③ 5月7日以降、兵庫県の休業要請の内容が現状から変更になる場合

→ 本市から新たな対応をお示ししますので、それまでの間は、引き続き、現行の対応をお願いいたします。

（5月7日時点で、5月7日以降の兵庫県の休業要請の状況が未決定の場合、状況が明らかになるまでは、引き続き現行の対応をお願いいたします。）

2 保育申出書の提出について

上記①、③の場合、事前に5月7日以降の保育の状況を把握しておく必要があることから、5月2日（土）までに保育施設に保育申出書を提出して下さい。（保育申出書の期間は、どのケースにも対応しやすいように5月7日（木）から30日（土）とさせていただきます。）

3 保育料等について

5月分の保育料等について、家庭での保育にご協力いただいた場合は、日割り計算等による軽減措置を実施します。

以 上

保育申出書

以下のとおり両親等がともに保育が必要である旨を申し出ます。

施設名： _____

児童名： _____

保護者名： _____

該当箇所□にレ点をお願いします。

	父	母
勤務状況	<input type="checkbox"/> 医療施設 <input type="checkbox"/> 生活必需物資販売施設 <input type="checkbox"/> 食事提供施設 <input type="checkbox"/> 住宅、宿泊施設 <input type="checkbox"/> 交通機関等 <input type="checkbox"/> 工場等 <input type="checkbox"/> 金融機関・官公署等 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 医療施設 <input type="checkbox"/> 生活必需物資販売施設 <input type="checkbox"/> 食事提供施設 <input type="checkbox"/> 住宅、宿泊施設 <input type="checkbox"/> 交通機関等 <input type="checkbox"/> 工場等 <input type="checkbox"/> 金融機関・官公署等 <input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 社会福祉施設等	<input type="checkbox"/> 社会福祉施設等
	<input type="checkbox"/> 上記以外の理由 ()	<input type="checkbox"/> 上記以外の理由 ()
勤務先名		

※各施設の詳細については裏面を参照

保育が必要な日に『○』を記入して、保育が必要な時間を記入してください。

月	火	水	木	金	土
5月4日	5月5日	5月6日	5月7日	5月8日	5月9日
5月11日	5月12日	5月13日	5月14日	5月15日	5月16日
5月18日	5月19日	5月20日	5月21日	5月22日	5月23日
5月25日	5月26日	5月27日	5月28日	5月29日	5月30日

※通知文に記載のとおり、5月7日以降の兵庫県の休業要請の動向により、尼崎市の対応が変更になる場合がありますのでご留意下さい。

保育が必要な時間	:	~	:
----------	---	---	---

1 社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	内 訳
医療施設	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等
食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等（宅配・テイクアウトサービスを含む。） ※営業時間の短縮については、午前5時から午後8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は午後7時までとすることを要請。（宅配・テイクアウトサービスは除く。）
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿 等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等） 等
工場等	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等 ※テレワークの一層の推進を要請
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

2 社会福祉施設等

施設の種類	内 訳
社会福祉施設等	保育所、学童クラブ 等 ※必要な保育等を確保した上で、適切な感染防止対策の協力要請
	介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設 ※通所又は短期間入所の利用者については、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、利用の自粛を要請

令和2年4月8日

保護者の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言に伴う
保育施設（事業所）の対応について（通知）

尼崎市 長

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策に、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染拡大を防ぐための改正特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されました。兵庫県も対象区域に指定されており、期間は4月7日（火曜日）から5月6日（水曜日）までとなっております。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための、保護者のみなさまには、次の通りご対応をお願い致します。

1 保育施設（事業所）の開所について

保育施設（事業所）は、感染防止対策を厳重に徹底したうえで開所しますが、できる限り利用自粛をお願い致します。

なお、保育施設（事業所）の職員や入所児童が新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した場合は、臨時休業とさせていただきます。

2 在宅保育の要請について

保育施設（事業所）は、職員や子どもたち、保護者の方々との濃厚接触の場となるため、これまでから感染症の拡大防止に取り組んでいるところです。今回、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発令されたことを受け、家庭での保育が可能な方につきましては、保育施設（事業所）への登園を控えていただきますようお願い致します。

また、登園を自粛されているご家庭には、必要に応じて電話での育児相談や健康面の聞き取り等をさせていただきます、在宅での保育の支援をさせていただきます。

3 保育料等について

家庭での保育にご協力いただいた場合は、日割り計算等による軽減措置を実施致します。

新型コロナウイルス感染防止の対策といたしましては、保健管理や環境衛生を良好に保つ取組を進めていくこと、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策、地域ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要であるとの考え方が示されており、各保育施設（事業所）でも対策を取っております。

また、日常生活における、新型コロナウイルス感染防止への対策として、

ご家庭でも「3つの『密』が重なる場」

- ① 換気の悪い「密閉空間」
- ② 多数が集まる「密集場所」
- ③ 間近で会話や発声をする「密接場面」

を避けるなど、集団発生防止へのご協力をお願い致します。

以上